

「町の空き家対策」振り返りと強化について

質問者 古 宮 郁 夫

平成25年12月の一般質問で長年放置されたままの空き家への対策が取り上げられた。以降、幾度となく空き家対策は一般質問されている。平成26年11月27日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法においては、第4条で住民に最も身近な行政主体である市町村が地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置付けられている。10年が経過する今、町による具体的な研究成果と今後の強化策を伺う。